

令和6年3月議会 八尾春雄 一般質問

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 14番、八尾春雄でございます。質問に入ります前にちょっと個人的なことですが、昨年11月15日に、出先の津市で倒れまして、急性大動脈解離という病気でございます。10年前だったらあんな死んどったでというふうに言われてましたが、たまたま居合わせた方が地域の医療に詳しい方で、すぐに病院につないでいただきまして、おかげで一命を取り留めました。その後療養に努めまして、大分元気になりましたが、まだ療養中でございます。しっかりと役割を果たしたいということで決意をしておりますが、先ほどほかの議員さんから、あんまり興奮するなよとアドバイスがありましたので、落ち着いて質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

今回3問にいたしました。学校給食費の無償化について。

小学校給食費について月額4,200円を400円引き上げることを令和4年12月議会で決定したが、当初令和6年3月まで引上げ分を町が負担する経過措置を判断していた。ところが令和5年12月議会では、該当値上げ分をさらに令和8年3月まで延長するが、値上げ分を町が負担する経過措置を決定している。

（1）保護者に対して引上げを行わないのであれば、令和4年12月議会の決定を取り消すことがまず必要ではないか。

（2）会計年度独立の観点から、この処理は妥当か。

（3）若い層に広陵町に住むことを選択してもらう観点で、学校給食費の無償化に重点を移すことが必要ではないか。広陵町議会が採択した学校給食費の全面的な無償化を求める意見書に寄り添って行動してほしい。

2番目でございます。下水道料金引上げ決定について。

広陵町に浄化センターが設置された際に、国や県から下水道行政の模範になってもらいたい。金は心配するななどと言われ、多額の起債を起こして、下水道事業を営んできたのが実態ではないか。

（1）借入金に対応した金利負担が下水道事業に大きな影響を与えているとの認識はあるのか。

（2）地方公営企業法で、下水道事業にかかる費用の全額を利用者に負担させよとの規定はない。浄化センター設置に伴う歴史的な経過の中でどのように対応するのがいいのか判断すべきではないか。

（3）質問事項1で質問したように、今回の引上げも会計年度独立の観点から、この処理は妥当かが問われる。

大きな3番目でございます。まちづくりにおける自治会や大字等の活動について。

広陵町自治基本条例に関して、自治会や大字への説明を欠いたまま、自治会や大字に対応しようとしていることには心配がある。

（1）歴史的に言って自治会や大字は、一定のエリアに住まいする人たちによる自主的な集まり

がその原点ではないか。町が進めたい事業を具体化するための組織ではないことに留意すべきではないか。

(2) かつて大字区長は特別自治委員とされていた時期がある。会長報償費の支給に当たっては、その運用を各自治会や大字に委ねる必要がある。

(3) いわゆるボランティア活動に対して、自治会や大字に参加を呼びかけようとする場合には、それぞれよく話し合っ、最終的には各個人が諾否を判断する必要があると考えるがどうか。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（山村美咲子君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） 八尾議員さんが元気に御質問いただきました。本当によかったなと思います。さらに、静養に努めていただけたらと思います。

まず1番目は、教育長がお答えいたします。

2番目の下水道料金引上げ決定についての御質問でございます。

下水道は、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与し、水域の水質保全に資することを目的としており、日常生活に欠くことができない重要なインフラでございます。本町では、昭和59年から下水道の供用を開始しておりますが、管路整備につきましては、昭和62年から平成18年までの20年間に整備延長で毎年3キロメートルから7キロメートルまでの集中投資を行っております。この結果、平成18年度末の普及率は97.9%となり、県全体の普及率69.8%と比べまして28.1%上回る整備状況となりました。

下水道の整備による効果は、公共水域の水質改善で表されます。平成15年までの全国一級河川の水質BODワーストランキングで常にワースト3位以内で競っていた大和川の本川の水質は、平成20年以降は環境基準を達成しております。この下水道施設整備事業には多額の公共投資を行っておりますが、国庫補助事業として施行することで、負担軽減を図るとともに、地方負担分は地方債の発行により資金調達を行っております。

一つ目の借入金の金利負担による下水道事業への影響に対する認識についての御質問にお答えいたします。

下水道事業に対する起債には、元利償還金に対して、国からの交付税措置がありますので、町にとっては有利な起債となります。下水道施設整備事業を含む公共施設の建設や災害復旧事業など、単年度に多額の財源を必要とする投資的経費につきましては、地方債により負担の平準化を図ることで、将来便益を受ける後の世代の住民と現世代の住民との間で負担を分割することができると認識しております。

二つ目の下水道にかかる費用の負担についての御質問にお答えいたします。

地方公営企業法の第17条の2に地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計、または他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないと明記されております。一般会計が負担するものにつきましては、一般会計繰出基準で明らかにされており、雨水処理に要する経費や、分流式下水道に要する資本費のうち、経営収入をもって充てることができない経費など細かく規定されております。起債の元利償還金の一部につきましても、この繰出基準額に含まれております。

一般会計繰出基準に該当しない経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならないとされており、水道事業や病院のように、公営企業が財貨またはサービスを提供する事業につきましては、その財貨またはサービスを受ける受益者がその費用を負担することが公平であると定めたものであります。

三つ目の今回の引上げは、会計年度独立の観点から妥当かとの御質問につきましては、歳入予算と歳出予算は議会での承認を受けて成立いたします。単年度予算に計上し、御承認いただくものと考えております。

下水道事業会計につきましては、現状、一般会計からの基準外繰入金により収支の均衡を図っており、赤字を税金で賄っている状態です。人口減少社会を迎え、下水道使用料の増収は見込めない中、下水道管の老朽化による不具合が顕在化しており、今後ますます経営環境の悪化が見込まれます。このため、令和6年度に下水道事業経営戦略を改定することで、強靱な経営基盤を構築し、下水道管路のストックマネジメント計画を推進したいと考えております。

今回の改定では、カメラ調査による管路の老朽化判定を基に、適正な投資額を設定し、その財源及び財政計画を盛り込むなど、より具体的な経営戦略を策定いたします。

経営戦略の改定業務につきましては、本町の課題解決に必要なノウハウを持つ最適な事業者を選定するため、現在、プロポーザル方式による選定を進めております。

3番目のまちづくりにおける自治会や大字等の活動についての御質問でございます。

一つ目の自治会や大字は自主的な集まりが原点で、町が進めたい事業を具体化するための組織ではないことに留意すべきとの御質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、区・自治会は歴史的かつ自主的な集まりが原点であると認識しております。その中で、将来におきましても、持続可能で住みやすい地域づくりに向け、町の事業を区・自治会にお願いする際には、地域の主体性を確保しながら進めているところでございます。

一方で、情報伝達方法などのデジタル化といった社会情勢の変化により、行政運営や自治会運営に対しても変化が求められており、地域のニーズ把握を行い、町からの提案につきましては、趣旨を十分御説明した上で、地域に協議等をお願いしているところでございます。

二つ目の会長報償費の支給についての御質問にお答えいたします。

区長・自治会長の皆様には、日頃から町の各種委員の推薦や会議、行事への出席等、町と区・自治会との調整役として活動をしていただいております。その謝礼として、毎年9月に区長・自治会長報償費をお支払いしているところでございます。本報償費の運用につきましては、議員御質問のとおり、区長・自治会長の皆様、また、各区・自治会に委ねているところでございます。

三つ目のボランティア活動の参加の判断についての御質問にお答えいたします。

クリーンキャンペーンをはじめとする清掃活動や児童登下校時の立哨、見守り活動等、町から区・自治会に対して協力をお願いをしているところでございます。

これらボランティアに関する参加の判断につきましては、議員の御質問にもあるとおり、最終は各個人の判断に委ねられているところでございます。町の環境保全や安全安心は、地域の自主的な活動によって守られており、これらの活動に関しては感謝を申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山村美咲子君） 植村教育長！

○教育長（植村佳央君） 八尾議員さんの学校給食の無償化についての御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の、令和4年12月議会で御可決いただいた小学校給食費の改定を取り消すことが必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

令和5年12月議会では、今もなお、物価が上昇し続けている状況に鑑み、保護者負担の軽減を図る措置として、令和7年度末までは経過措置を延長する条例の一部改正を議会に上程させていただいたものです。令和4年12月議会で御可決いただいたことで、現在の給食の質を維持し、食育活動に積極的に取り組むことができました。その結果として、全国学校給食甲子園全国大会決勝戦におきましては、1,079校の中から、最終12校に選ばれ、優秀賞を受賞させていただくことができたと考えております。

二つ目の会計年度独立の観点から、この処理は妥当かとの御質問にお答えいたします。

会計年度独立の原則は、予算の原則の一つで、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないという地方自治法第208条第2項の規定であり、本年度の歳出を翌年度歳入で支出することを禁じております。歳入予算と歳出予算は、議会での承認を受けて成立いたします。単年度予算に計上し、御承認いただくものと考えております。

三つ目の学校給食の無償化に重点を移すことが必要ではないかとの御質問にお答えいたします。

本町といたしましても、議会で採択された意見書に寄り添い、学校給食の無償化を国や県に対して強く要望しており、今後も他市町村と連携し、継続的に強く要望してまいる所存でありますので、議員の皆様におかれましても、お力添えのほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山村美咲子君） それでは、2回目の質問を行っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

それで、令和4年の12月議会で、400円の小学校給食費引上げということを決めたんですが、今の時点では、それを決めた時点から39か月間、400円は町が負担しますよとこういうことになってるんですね。それで一旦決めたことであっても、町がそこまで覚悟を決めてるんだったら、引上げするという決定それ自体は取り消すべきではないのかと。39か月も400円の引上げ分を保護者に対して請求して金よこせというふうにしませんよというふうに言ってるわけだから、これについては見直しをして取り消しますと。39か月間400円の負担はしていただいて、予算と決算で処理をすると。単年度主義だから、それぞれの年度に対応して予算決算を処理していくということが一番正しいやり方なんではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山村美咲子君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼いたします。

取り消すということに対しての御質問であります。引上げさせていただくときにもお話をさせていただいたんですが、給食につきましては主食、御飯、パン、それから牛乳、これはもう固定の食べ物であって、それに加えて副食というもので成り立っております。いろんな物価の高騰に対しまして、もちろん主食の米、それからパン、それから牛乳が値上がりしておりますので、給食費をそのままということではいきますと、どこに負担が来るかという副食になってまいります。副食と

いうのが御存じのようにおかずになりますので、4,200円のまま、このまま続けていきますと、副食に負担が来まして、例えばコロッケとそれからスープと、何かがついておったその一品を減らすことになりますので、今回400円値上げさせていただいたというようなことになります。

その補助するのであれば、そうしたら取り消したらいいじゃないかというような先ほどの御意見ですが、その4,600円の給食を作るに当たっての根拠となるものがこの徴収条例として捉えさせていただいておりますので、4,200円のままいきますと、1食単価253円、4,600円の場合は278円ということで1食25円プラスさせていただいての給食で成り立っております。もちろん安全安心でおいしい給食ということを目指しておりますので、子供たちに、やはり一品減らすという悲しい思いをさせたりとか、栄養価に関しまして十分補うことができないというようなことがありますので、4,600円にさせていただいたということになります。ですので、それを4,200円にもう一度下げるということになると、4,200円の給食の根拠ということになってしまうので、そのところはそのまま行かせていただいて400円の補助という形でさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 何か言いくるめられてたまされたような気になりましたね、今の答弁は。質を下げろというふうに言っていないですよ。4,600円というふうに計画したんだったら4,600円でやっていただいたらいいんだらうと。ただし、それには保護者から徴収する賄い材料費の金が足らなくなるので、その分は町が負担することになりますよと。その予算は議会に対して提案をしますと、こういう趣旨で質を落とさないようにするために、これだけの費用負担がかかりますので、お願いしたいですよということを予算提案をされて、決算のときもそういうふうにかかりましたと、これはもう子供たちの発育のためにどうしても必要なことだったんですよという、そういう手続をするのが普通じゃないかと思うんですが、どうなんでしょうかね。それでこうりょう3月号に、小学校給食費は据置き、こういう記事が載りました。見たら4,600円にするんだけども400円は町が負担するよということがまさしくこれ書いてあるわけですよ。一言率直に言いますが、えらいもったいつけた言い方やなど。400円引上げの食べ物も、あんたら食べてもうてんねんけど、町が負担するさかいに堪忍してやと、こんな言い方ですわな。それは会計をしておられる教育委員会としたら、必要なものはやっぱり手当すると。それは役場全体の財政の中で耐えられるかどうかという問題も当然あると思うんですけども、耐えられないものではないというふうに判断されたから、こういうふうにしたんだらうと思うんです。

それで、これについては議会のほうでは、可決をされましたけれども、評価が分かれましてね。賛成する議員が多かったので可決されたわけですけども、反対する議員もいたわけですよ。撤回したらどうですかという言い方をもし受け入れるのであれば、そりゃそうですねと、間違ったことをしちやっただから撤回しますよというふうにやったらどうなるか。これ、議会対応との関係でいうと、賛成した議員の足元をすくうことになるんですよ。これ、教育委員会、賛成した議員に対して付度していませんか。

○議長（山村美咲子君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） この給食費400円を予算で投入して4,600円の給食を継続しようと

いうことで決断はいたしました。学校給食費の無償化という問題が現実化してきているわけであり
ます。条例で広陵町の給食費1食当たり幾らかというのをやはり条例上明示したいという気持ち
がございまして、令和6年度、7年度ということにしておりますが、できれば条例を給食費の
基準を定める条例にしてはどうかなというふうにも考えてございまして、今は立てつけは400
円を補助するということになってございまして、基準を定めて、無償化のときに、国庫補助、
いわゆる国庫負担、補助になるのかどうか分かりませんが、その基準の額として、多分最終
的には国は1食幾らと全国一律にしてしまうのではないかという気はするんですけども、
そういうときのためにこの条例をしっかりと1食単価を明示しておきたいという気持ち
で条例を提案をさせていただいているわけでございます。できれば無償化になればという
ことで、奈良県も県が例えば2分の1補助すれば、それぞれ市町村無償化にしますかとい
うアンケートもあったわけでございます。これには広陵町は応じますという回答もさせ
ていただきました。しかし、市町村では意見が分かれておりまして、また県も財源的な
問題があって無償化は今回の県予算の中には組み込まれておりませんので、将来無償
化に動いていくだろうという期待は持っておりますので、条例の立てつけの考え方はそ
ういうことでございます。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 町長答弁していただいて大分背景も分かってきましたけれども、
これ、令和8年3月まで町が400円負担するというのは模様眺めにも聞こえますね。国が
そういうふうにも動いたと。奈良県知事が県知事選挙で学校給食費の無償化というのを
政策でうたったと。これがどういふふうになるのかということを見定めたいと、時間
が要ると、2年間400円負担してしのごうと、こういうふうにも見えるんですけど、
違いますか。

○議長（山村美咲子君） 村井教育振興部長！

○教育振興部長（村井篤史君） 失礼いたします。いつ無償化になるかというのは一切
分かりませんので、その2年間しのごうとして400円を投入していただいているという
わけではございません。1年間400円を負担することによって、4,200円据置きに
なりましたので、ただやはり物価上昇のほう、ある程度収まってきている部分もある
んですけども、まだそこが物価上昇している品物であったりとか、見えない状況が
ありますので、この2年間は400円ということで定めさせていただいておりますので、
決して国の動向、様子を見ようとしての400円ではございません。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） この問題、これ以上やっても決着つきませんから、この
辺りにしておきますけれども、一般的には広報にこんなの出しましたやろ。何も
ったいつけてるのよと、やるんだったらやったらいいじゃないのという反応がほと
んどですよ。町にしてみたら金を投入するんだから、投入したということ
をちゃんと報告する必要があるんだという理屈で書かれたのは、それは
そのとおりだと思います。だけど、したてるねんというふうな発想になるん
じゃないかなということが一番心配をしております。

二つ目に行きます。

下水道料金の引上げ決定について。これ、矛盾した答弁書なんですね。今、
下水道料金が足らな

いものだから、赤字で一般会計から振り替えをして税金で賄っている状態ですと。だから現にそういうことをやってるんですよ、やってきたんですよ。それで今日の下水道会計があるわけです。それについて、国のほうが地方公営企業法で賄うのは、利用者のほうで賄いなさいというふうに決めてるから、そういうふうにするんだよというのは、今頃になって何を言うてるねんという話ですわな。これはこれだけ物価高で生活が厳しいというふうに言われる時代に、マッチしないやり方ではないのかと。現に法定外繰入れということをやってきました。そのことについてどういうふうに認識しておられるんですか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 下水道事業に一般会計からの繰入れ、基準外の繰入れを行っているということについては、政策的な考え方での支出になってくると思います。法律的には、受益者が負担するのがやはり妥当であるとは考えますけれども、これまでの下水道の整備の過程の中で、一時期、議員も質問にもございましたように大量に予算を投入して整備を進めていたと。その時間、時期というのはやはり普及を最大の目標にしておいたということで一般財源をかなり投入したという判断があって、その流れの中で今日に至ってきているということで、今は普及率も一定98%を超えるような状況になって、下水道としても上水道と同じような形で運営が続けられるような状況になってきている中で、国のほうからも料金を基本国が示しているのは150円という額を示して、正常化しなさいと、地方公営企業法にのっとって正常化しなさいと指導を受けているという状況でございますので、今のままがいいとは考えていないんですけれども、やむなくそういうような状況に至ったのではないかなというふうに思っております。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 理事の答弁は理解はします。

それで下水道を整備することによって、衛生的なまちづくりというのは進むわけですから、これは結構な話なんですね。だけど、財政規模だとか、それからお金が実際あるのかどうかとかいうことだって判断しなきゃいけないんです。私と山田議員が初当選したときに、最初の決算書を見てびっくりした。下水道会計で70億円の借金があった。今は50億円ぐらいまでに下がってますわな。ちくちくに返しているからそういうふうになっているんですけど。一般会計の財政規模が100億円のまちで、下水道の借金が70億円もあるなんていうことはとんでもない話でびっくりしました。けどやっていることはいいことなので、それはそれとして、それにふさわしい対応をせざるを得ないだろうというので、一般会計からの繰入れでしのいでいると。毎年2億円とか3億円近い利息を払っている年度もあるわけですよ。そういうお金まで経過が示すように盛んに下水道行政の模範になってくれというふうに言われてやった話なわけだから、それまで住民が負担する筋道にはならないのじゃないかということ、これは大いに言っている話だというふうに私は思っております。

それで決算のことで聞きますけれども、令和7年度には、1立米辺りの単価を20円引き上げるということは決めたんだが、予算はまだ決めてないという、こういう不安定な状況になっているんですかね。これについては、どう説明されますか。

○議長（山村美咲子君） 中川理事！

○理事兼都市整備部長（中川 保君） 令和6年度の予算については値上げしないということで、一般会計から繰入れさせていただきます。令和7年度は、20円の値上げをさせていただきますの

で、その予算の中で一般会計からの繰出し分は減額になるということになると思います。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 議論してもちょっと難しい話だったので、3番目にいきたいと思います。下水道は、今日の時点の住民の財政、経済状況を考えるなら、こんな選択肢はないのと違うかということだけ指摘をしておきたいと思います。

3番目、**大字と自治会の話**に入ります。今回提案がある第2期広陵町地域福祉計画、これ提案があります。31ページに区・自治会というのがあるんですね。これにはこんなことを書いてあるんです。区・自治会は生活に最も身近な住民組織です。広陵町には41の区及び自治会があり、地域の福祉、環境、防災など様々な課題に対応し、地域住民相互の連携と親睦を図るため、組織しています。次からですね、近年は核家族化や、価値観の多様化による自治会未加入世帯の増加や、役員の高齢化や、成り手不足など課題がある地域も見られますが、多くの区及び自治会では、地域ごとの祭りや行事などを通して、住民相互の絆を深めようと活発に活動していますとこんな文章が書いてあります。一面では、町は区とか大字の状態についてリアルに見ておられるんですが、リアルに見てたら、それでとどまってしまうのではないかというので、新たな課題を提起しているとかこんなふうに見えました。昨日、私の住んでいる自治会では一斉清掃の日になっておりまして、掃除の日ですね。大変たくさんの方が参加をしておられるわけです。自治会の行事で一番参加者が多いのは、掃除の日だと思います、実際には、昭和63年6月に私の住んでいる自治会では、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の遊戯室で、創立総会をやりまして、それで自治会をつくったんですが、総会が終わってから役員会でどんな活動をしたらいいですかということを議論したんです。皆、口をそろえて掃除がしたいと言うわけです。それで雑草、雑木が生えっ放しになっていて刈取りをしない大量の土地所有者がいたり、それから当時野犬がいました。ふんの始末も大変だったと思います。それからり面から土が流れ落ちて側溝にたまと。町のダンプを借りまして、当時すみません、百済の河川敷に運び込めというので、その泥を河川敷まで運びましたよ。みんな大喜びした。みんな負担にはなるんですよ、出なあかんからね、寒いときだったりして。だけど、みんなが思ってることでやりたいなと思うことでは結束して、一生懸命やるわけですよ。そこの辺りの感覚がどうなっているのかと。これは自治会や大字の活動の実際に今どんな役割を担っておられるかによっても感じ方が異なるのではないかと思いますけれども、リアルに言って下請組織のような、町が自治会・大字を下請組織のように使って、町政で進めたい事柄について全部そこへ流し込むと。それでどうですか、どうですかということを取り取りをするということをやっていたら、非常に難しくなるのではないかと。例えば、運動会も、これは在来地の農家の方々がちょうど刈取りの時期に重なるので、今のようなやり方ではもうできませんという声を聞いて、それで新しいスタイルに変わったということになっていたと思うんです。だから、力を入れなきゃいけないところと、それから見直しをして軽減化を図るところということで話を進めていかなきゃいけないし、同じ会長が長いことを5年も6年もやっているようなところと、うちのところのように毎年変わるということ、輪番で変わるということ前提にしているような自治会では、また対応の仕方が変わると思うんですね。だからこれを一律に同じ条件で課してやってよというふうに言うのはいささか無理があるんじゃないかと、こんな心配をしているんですがどうでしょうか。

○議長（山村美咲子君） 栗山地域振興部長！

○地域振興部長（栗山ゆかり君） 失礼いたします。八尾議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

確かに八尾議員さん言われる、そのとおりだと私は思います。今、区・自治会が下請組織かと、絶対そんなことはないと思います。やはり区・自治会、特に旧村のほうであれば、先にやはり区ができて、それから町に変わっていったというのが今の現状でございますし、真美ヶ丘地域であったとしても、新しく住み続けておられる住民さんたちが最初結束して自治会をつくって、この地域をよくしていこうというところで自治会発足ということになっていたものだと思います。確かにそれぞれの地域で課題はそれぞれです。今、私が担当に申しておりますのは、地域担当職員というのがせっかく今ありまして、地域カルテですね、そのカルテもだんだんつくるのも上手になってきて、ヒアリング、それからコミュニケーション能力も職員のほう、育ってきておって、地域の課題というのが出てきているのが今の現状です。この地域地域によって、やっぱり一つずつ違う形があるのではないかとこのところで、確かにいろいろな行政とともに入っていかないと駄目なところは多々あると思いますが、この地域地域の課題に応じて役場の担当とともに入って行って意見交換できたらなというところを考えてございます。今度、自治基本条例といいますが令和7年度に見直しの時期になっております。その時期を捉えてやはり住民ともいろいろなお話をさせていただきながら、どのようにしていったらいいかという意見交換もさせていただきたいと思っておりますので、そのときには御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山村美咲子君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁書の結語のところにも、これらボランティアに関する参加の判断につきましては、議員の質問にもあるとおり、最終は各個人の判断に委ねられているところでありますというふうに書いてありますので、間違っていないと思います。あとは、だから自治会・大字の役員さんが、それこそ何年もされているような、ようなと言ったら文句言ってるように聞こえるかもしれません。そういうところと単年度で変わっているところでは、やっぱり風土も違うわけだから、あるいは課題も異なるわけだから、そこら辺りを十分に考えて対応していただきたいと。自治基本条例を結局説明をしないまま突っ走ってますけど、これはいずれ矛盾が出ると私、心配します。今からでも遅くありません。それぞれの対応する自治会や大字で説明会を開いて、十分に話し合いを持っていただく必要があろうかと思っております。そんなことを述べまして、私の質問は終わりにします。

○議長（山村美咲子君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。